

## 第30回 サル痘に関する関係省庁対策会議幹事会

日 時：令和5年4月24日（月）15：30

議 題：サル痘患者の発生について

資料1：報道発表資料（厚生労働省・神奈川県）

※厚生労働省、神奈川県の本症例に関する報道発表資料です。

報道関係者 各位

令和5年4月24日

【照会先】厚生労働省 健康局 結核感染症課  
感染症情報管理室長 今川正紀（内線 2389）  
課長補佐 杉原淳（内線 2373）  
（代表番号） 03（5253）1111  
（直通番号） 03（3595）2257

## サル痘患者の発生について

本日、以下の男性1名について、検査の結果、サル痘の患者と確認されたことが、神奈川県から報告されました。（別紙1：神奈川県プレスリリース）

我が国では、サル痘は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）において、4類感染症に指定されており、届出義務の対象となっています。

患者に関する情報は、以下のとおりです。

年代	性別	症状	医療機関 受診日	居住自治体 （居住地）	海外 渡航歴	その他
30代	男性	発熱、発疹	4月20日	静岡県	なし	・患者の状態は安定している。

報道機関各位におかれましては、ご本人やご家族などが特定されないよう、個人情報保護にご配慮下さい。医療機関への直接の取材や問い合わせはお控えください。

## 国民の皆様へのメッセージ

サル痘は、サル痘ウイルスによる急性発疹性疾患です。主にアフリカ大陸に生息するリスなどのげっ歯類が自然宿主とされており、感染した動物に噛まれたり、感染した動物の血液、体液、皮膚病変（発疹部位）との接触による感染が確認されています。主に感染した人や動物の皮膚の病変・体液・血液に触れた場合（性的接触を含む）、患者と近くで対面し、長時間の飛沫にさらされた場合、患者が使用した寝具等に触れた場合等により感染します。これまでアフリカ大陸の流行地域（アフリカ大陸西部から中央部）で主に発生が確認されていましたが、2022年5月以降海外渡航歴のないサル痘患者が欧米等を中心に世界各国で確認されています。

サル痘の潜伏期間は6～13日（最大5～21日）とされており、潜伏期間の後、発熱、頭痛、リンパ節腫脹、筋肉痛などの症状が0～5日続き、発熱1～3日後に発疹が出現、発症から2～4週間で治癒するとされています。

発熱、発疹等、体調に異常がある場合には身近な医療機関に相談するとともに、手指消毒等の基本的な感染対策を行ってください。

海外からの帰国者は、体調に異常がある場合は、到着した空港等の検疫ブースで検疫官に申し出てください。帰国後に症状が認められた場合は、医療機関を受診し、海外への渡航歴を告げてください。

なお、海外では、サル痘の予防に対しては、天然痘ワクチンが有効であるとの報告がなされており、ウイルスへの曝露後4日以内の接種で感染予防効果が、曝露後4～14日以内の接種で重症化予防効果があるとされています。国内で承認されている天然痘ワクチンについては、令和4年8月2日にサル痘の予防への適応が追加で承認されたところであり、国内において、接触者の方に対して必要に応じて投与するための体制を構築しています。

## サル痘の患者の発生について

令和5年4月21日、県内の医療機関から管轄の保健所に対して、サル痘の疑いのある患者が報告されました。

当該患者の検体を県内の衛生研究所で検査したところ、サル痘の陽性の結果が得られました。本事例は県内で3例目の発生となります。

なお、報道機関各位におかれましては、患者様やご家族などが特定されないよう、個人情報保護にご配慮下さい。医療機関への取材や直接のお問い合わせはお控えください。

### 患者の概要

年代：30代

性別：男性

居住自治体：県外

症状：発熱、発疹

海外渡航歴：なし

患者の状況：現在、県内の医療機関に入院中。状態は安定している。

参考資料：厚生労働省発表資料

県民の皆様へ

- 「サル痘」は、アフリカ大陸の流行地域（アフリカ大陸西部から中央部）で主に発生が確認されていましたが、2022年5月以降海外渡航歴のないサル痘患者が欧米等を中心に世界各国で確認されています。
- 主に、感染した人や動物の皮膚の病変・体液・血液に触れた場合（性的接触を含む）により感染します。また、患者と近くで対面し長時間の飛沫にさらされた場合、患者が使用した寝具等に触れた場合等も感染の可能性があります。現時点では、日常生活の中で空気感染を起こすことは確認されていません。
- 治療は抗生物質などの対症療法が中心ですが、ほとんどは軽症で、2～4週間で治癒するケースが多いとされています。
- 過剰に心配することなく、発熱、発疹といった症状がある場合には、マスク着用上、衣服やガーゼ等で皮膚の病変を覆い、お近くの医療機関を受診して下さい。

### 問合せ先

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室